

(3) 認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置の延長(所得税、法人税、不動産取得税)

内 容

バブル期を通じて大量に発生した虫食い地等の低未利用地について、民間事業者による整形・集約化を支援し、土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画に係る以下の税の特例措置の適用期限を3年延長する(平成17年3月31日まで)。

- (1) 事業用地の隣接土地所有者に係る次の交換・譲渡の場合の100%課税繰延べ(所得税・法人税)

隣接土地等と認定事業者の有する土地建物等で事業用地の区域外にあるものと交換

隣接土地等を認定事業者に譲渡し、かつ、民都機構から当該機構の有する土地建物等で事業用地の区域外にあるものを譲り受けた場合における当該譲渡

- (2) 隣接土地の所有者が、認定事業者が所有する事業用地の区域外の土地を交換により取得した場合、不動産取得税の課税標準を1/10控除

(参 考)

